

We assist
your
business

二本松商工会議所は 地域の商工業者の パートナーです!!



商工会議所施策普及ガイド

事業活動

経営相談

融資

小規模事業者経営改善資金

記帳
税務

青色
申告

小規模企業共済

経営
トップ
共済

国民年金基金

エキスパートバンク

中小企業小規模事業者
ワンストップ総合支援事業

商工会議所が
お手伝いをいたします

商工会議所は あなたの事業を応援します。

We assist your business

我が国最大の総合経済団体

商工会議所は、大きな企業から小さな企業までを包括した公的な性格を持つ、わが国最大の総合経済団体で、日本全国に515カ所が設置されています。所属する会員総数は約125万(平成28年3月現在)となりました。

二本松市内では二本松地区に商工会議所、安達・東和・岩代地区に商工会が設置されています。常に地域産業界の世論を代表し、商工業の振興と発展に力を注ぎ、地域産業界の数多くの諸問題の改善に寄与するために幅広い事業を行っています。

Contents

- 事業活動2
- 経営相談3
- 融資4
- 小規模事業者経営改善資金5
- 記帳税務・青色申告6
- 小規模企業共済7
- 経営セーフティ共済8
- 国民年金基金9
- エキスパートバンク10
- 中小企業・小規模事業者
ワンストップ総合支援事業11
- 創業を希望されているみなさまへ
若手経営者のみなさまへ
女性経営者のみなさまへ12
- 二本松市商工会議所ネットワーク13

企業と地域社会の発展のために



We assist
your
business

事業活動

地域と
共に

商工会議所とは？

商工会議所は会員が主役です。
未加入の事業者の方は是非ご入会ください。

- 営利を目的としません。
- 特定の人だけに利益を提供しません。
- 特定の政党には左右されません。

商工会議所は、地域の商工業者が会員となり、力を合わせて運営されております。会員が中心となり、各種事業が円滑に進められております。



こんな活動をしています。

商工業の振興、地域社会の発展のために、活動しています。

- 企業に対しては事業活動の拠点として。
- 地域社会に対しては、コミュニケーションセンターの役割を。
- 行政に対しては、政策提言・意見活動を。

多彩な事業展開



● **皆様の声を行政に**
商工会議所は、商工業者の皆さんの意見をまとめて、国や県、市などの行政に反映させています。

● **各種調査と情報収集**
各種調査や情報収集を行い、適切な情報を提供しています。

● **人材の養成と育成**
新入社員や後継者・従業員の研修、会員事業所に長年勤務された従業員の方の表彰などを行っています。

● **地場産業の育成**
地場産業の振興や工業技術の改善、物産の販路開拓にも取り組んでいます。

● **地域とのふれあい**
四季を通じて地域のお祭やイベントを積極的に支援し、ふれあいを大切にします。

● **倒産の未然防止**
経営安定特別相談室を設置し、倒産の未然防止に努力しています。

We assist
your
business

経営相談

アドバイス

経営に関する あらゆるご相談に 的確なアドバイスを行います

商工会議所では、小規模事業者のための支援を行っています。税務のことから販売・金融・生産・研修会のことなど、お気軽にご相談下さい。経営指導員が適切なアドバイスを行います



経営

- ・経営全般の支援、講習会の実施、企業再生・整理、事業承継等

金融

- ・融資制度のご案内から斡旋

記帳

- ・帳簿の付け方、記帳講習会の実施

税務

- ・個人事業主を対象にした決算・申告指導・税務相談会の実施

労働

- ・従業員教育、福利厚生、就業規則の作成

創業

- ・新規開業、創業、再チャレンジの支援

取引

- ・新分野への進出

We assist
your
business

融 資

安 心

資金の用途に応じた 公的資金等の斡旋や 紹介を行います

商工会議所では、経営に関するあらゆるご相談を承っており、目的に応じて有利にご利用いただける公的資金や融資制度を数多くご紹介しています。内容や条件などにつきましては商工会議所までお問い合わせください。



国の融資制度



- | | | | |
|---------------------------|-------------------|--------------|------|
| ● 普通貸付 | (基準金利 1.31%~) | 4,800 | 万円以内 |
| ● 新企業育成貸付 | (基準金利 1.25~2.25%) | 7,200 | 万円以内 |
| ● 小規模事業者経営改善資金
(マル経資金) | (金利 1.16%) | 2,000 | 万円以内 |
| ● セーフティネット貸付 | (基準金利 1.21%~) | 4,800 | 万円以内 |

※金利は平成28年12月9日現在（お使い道や融資期間、その他条件により金利が異なる場合があります）

二本松商工会議所 会員様向け特別融資制度

- | | | | |
|-------------|--|--------------|------|
| ● 二本松信用金庫 | 当金庫所定の利率より0.5%金利優遇
(変動金利または固定金利) | 1,000 | 万円以内 |
| ● 東邦銀行 | 当行所定の金利から最大で年0.2%引き下げ
(金利は短期プライムレートに連動して変更されます) | 5,000 | 万円以内 |
| ● 福島銀行 | 当行所定の利率より0.25%優遇
(変動金利) | 2,000 | 万円以内 |
| ● 大東銀行 | 年2.6%~ (変動金利) | 2,000 | 万円以内 |
| ● 福島県商工信用組合 | 年2.0%~4.5% (固定金利) | 1,000 | 万円以内 |

【お申し込みの条件】

二本松商工会議所の会員の方で、会費を完納していること

- その他金融機関ごとに個別のお申し込み条件がございます。
- この制度は、融資の実行をお約束するものではありません。各金融機関の審査等によってはご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。

We assist
your
business

〈マル経資金〉

小規模事業者 経営改善資金

無保証

無担保

小規模事業者のための 国の事業資金融資制度です

この融資制度は、経営改善を目的とする小規模事業者が必要とする資金を商工会議所が経営指導に基づいて推薦し、無担保・無保証人で日本政策金融公庫各支店・国民生活事業（国民生活金融公庫の事業を継承）より融資する制度です。



融資対象

- 1年以上事業を営んでいる方
- 小規模事業者（常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）では5人以下））
- 商工会議所の経営指導を6か月以上受けている方
- 所得税、法人税、事業税、住民税等の税金を完納している方

融資内容

- 小規模事業者経営改善資金（マル経資金）（利率 1.16%） **2,000** 万円以内

※金利は平成28年12月9日現在、借入残高が1,500万円を超える場合、事業計画書等が必要となります。
※営業内容（財務含む）や審査の結果によってはご希望に添えない場合がありますので、予めご了承下さい。

融資期間

- 運転資金 7年以内（据置期間 1年以内）
- 設備資金 10年以内（据置期間 2年以内）

※生活衛生関連事業（飲食業、理・美容業、クリーニング業など）の方も設備融資が利用できるようになりました。
（いずれも1～2年以内の据え置きが可能です。）
※その他、詳しい条件については、当所までお問い合わせ下さい。

本融資については、二本松市による利子補給補助金を受けられます。まずは、ご相談ください。

We assist
your
business

記帳税務



記帳
指導

帳簿のつけ方から決算・申告まで 一年間継続して指導します

記帳は融資の申込みや税務の申告の基礎となるばかりでなく、
経営改善の道しるべです。毎日正しく記帳しましょう。



こんな時ご利用ください

- 帳簿のつけ方がわからない
- 必要経費と家計費の区別がはっきりしない
- 帳簿をつけていないので、黒字なのか赤字なのかはっきりしない

※平成 26 年 1 月から事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行うすべての方に、記帳と帳簿書類の保存が義務となります。

記帳
税務

青色申告

WEB
申告

青色申告で経営の正確な 実態把握と節税が実現します



青色申告をすることができる方

- **事業所得**（商工業・サービス業などの営業や、自由業などの事業による所得）**のある方**
- **不動産所得**（土地や建物などの不動産や、船舶などの貸付による所得）**のある方**
- **山林所得**（山林を伐採して譲渡や立木の譲渡による所得）**のある方**

青色申告の主な特典

- 専従者給与の必要経費算入
- 貸倒引当金の設定
- 青色申告特別控除
- 純損失の繰越・繰戻し

青色申告の手続き

個人事業者については、青色申告する年の 3 月 15 日までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出し、承認を受けます。なお、その年の 1 月 16 日以降新たに事業を開始した方は、開業日から 2 ヶ月以内に申請すればよいことになっています。難しい手続きは必要ありません。

青色申告の帳簿

標準簡易帳簿（現金出納帳・売掛帳・買掛帳・経費帳・固定資産台帳）、債権債務等記入帳などが必要です。
青色申告特別控除は「正規の簿記の原則」に従って記録されている方は 65 万円、その他の方は 10 万円です。

平成 26 年 1 月 1 日より、白色申告者にも記帳が義務化されました。是非この機会に青色申告をご検討ください。

青
色
申
告

We assist
your
business

小規模企業共済

退職金

事業主のための 退職金制度です 税法上の特典もあります

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)が事業を廃止した場合、あるいは会社などの役員を退職した場合など第一線を退いたとき生活の安定を図るためにつくられた共済制度です。



国が作った共済制度

この制度は、国が全額出資している独立法人中小企業基盤整備機構が運営しています。国が経営者のためにつくった、いわば**経営者の退職金制度**です。

- **加入できる方** 常時使用する従業員の数が20人以下(商業とサービス業(宿泊業・娯楽業を除く)では5人)の個人事業主(共同経営者を含む)及び会社役員
- **毎月の掛金** 毎月の掛金は**1千円～7万円**(500円単位)の中で選択できます。

※加入後の掛金月額を増額・減額できます。(減額には一定の要件が必要)

制度の特色

- **掛金は全額所得控除**
掛金は全額が小規模共済等掛金控除として、課税対象所得から控除されます。例えば、毎月7万円ずつ年額84万円の掛金を納付すると、掛金総額84万円が所得から控除されます。
- **貸付制度**
加入者(一定の資格者)は掛金合計額の範囲内で事業資金の貸付制度を利用できます。
- **共済金は退職所得扱い**
共済金・準共済金は、一括受取の場合退職所得扱いとなり、控除額はとて大きくなります。(ただし、任意解約などの場合、一時所得扱いになる場合もあります。)
- **支払い方法**
 - 一括払い ■ 分割払い(10年分割・15年分割) ※分割払いは一定の条件が必要です。
- **安全・確実**
制度は、法律によって定められ、その支払も国が責任を持って行います。

※詳しくは当所までお問い合わせください。

We assist
your
business

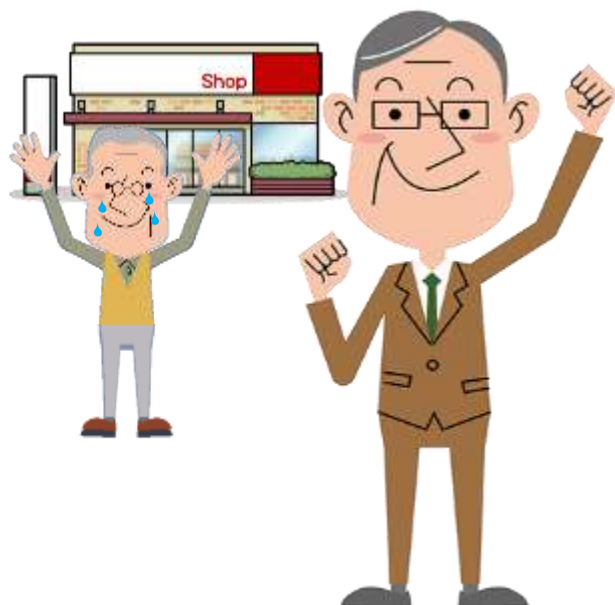
経営セーフティー共済

〈中小企業倒産防止共済〉

再建!

取引先の倒産など 「もしも」のときの 資金繰りを支えます

万一、取引先事業所が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合に、共済金の貸付が受けられる制度です。貸付額は掛金総額の10倍(貸付最高額8,000万円、残高ベース)の範囲内で無担保・無保証人・無利子で貸付を受けることができます。



制度の特色

●最高8,000万円まで貸付

取引業者が倒産した場合、加入者は積み立てた掛金総額の10倍の範囲内(掛金の10倍または被害額のいずれか低い額で)で被害相当額の共済金の貸付を受けることができます。

●無担保・無保証人・無利子

取引業者が倒産した場合、無担保、無保証人、無利子で(ただし、貸付を受けた共済金額の1/10に相当する額は、掛金総額から控除されます。)共済金の貸付を受けることができますから、万一の時にも安心です。

●一時貸付金制度

共済金の貸付を受ける非常事態が生じなくとも、掛金総額の一定の範囲内で必要な事業資金の貸付を受けることができます。

●税法上の特典

掛金(月額5千円~20万円)は全額税法上の損金(法人の場合)、または必要経費(個人の場合)に算入できますので、節税の対象にもなります。

●掛金は掛捨てではありません。

共済契約の解約は、経営者の方のお申し出によりいつでもできます(任意解約)。任意解約の場合は掛金の納付月数に応じて、納付した掛金の80%から100%(40ヵ月以上の納付で100%の支給)に相当する額が、解約手当金としてお受け取りいただけます。ただし、掛金の納付月数が12ヵ月未満の場合には、解約手当金はお受け取りいただけません。解約後の再加入もできます。

※詳しくは当所までお問い合わせください。

We assist
your
business

国民年金基金

個人
年金

国民年金にゆとりを プラス。自分で入る 公的な個人年金。

国民年金基金は、自営業者など国民年金の第1号被保険者の方々の多様化するニーズに応え、より豊かな老後を過ごすことができるよう、国民年金(老齢基礎年金)に上乗せした年金を受け取るための公的な年金制度です。



加入できる方

- 20歳以上 60歳未満の国民年金に加入している第1号被保険者の方
- 60歳以上 65歳未満で国民年金に任意加入している方

国民年金基金のメリット

① 生涯受け取れます

65歳から生涯受け取る終身年金が基本なので、長い老後の生活に備えることができます。

② 年金額も掛金も一定

ご契約時に確定した掛金と年金額は変わりません。

③ 節税につながります

- ・掛金は全額社会保険料控除。確定申告で税金が軽減されます。
- ・受け取る年金は公的年金等控除の対象です。
- ・遺族一時金は全額非課税です。

④ 万が一の時はご家族に一時金

・万が一早期に亡くなった場合、ご家族に遺族一時金が支給されるため、掛け捨てになりません。

⑤ 自由なプラン設計

- ・ライフプランに合わせて、年金額や受取期間を設計できます。
- ・加入後も、年金・掛金の額を口数単位で増減できます。
- ・掛金を年度分前納すると、割引があります。

国民年金にのみ加入している方には、今から国民年金基金に加入して老後の年金を増やすことをお勧めします。

* 詳しくは当所までお問い合わせください。

We assist
your
business

エキスパートバンク

直接
訪問

経営
計画

経験豊富な専門家による 指導を気軽に受けられます

経営の問題で様々なお悩みを持つ小規模企業等を対象に、直接エキスパートを派遣し、具体的、実践的な指導や助言を行うことにより、問題の解決を図っていただく制度です。



ご利用内容

- 経営計画・戦略
- 経営革新
- 経営改善
- 就業規則等の労務管理
- 生産工程の改善(自動化・省力化)
- 製品の品質・性能の向上
- 接客・対応・従業員教育
- 照明、色彩、陳列、ディスプレイ、店舗レイアウト
- パッケージ、社名、ロゴなど各種デザインのアドバイス
- コンピュータの利用技術
- 東日本大震災被災事業者に対する支援

4つの特色

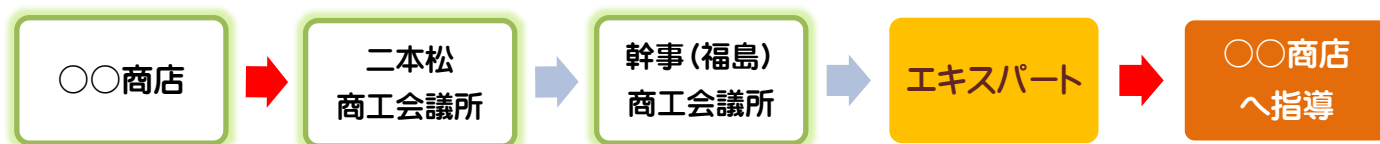
- 1 1回目は無料(最大4時間まで)2回目以降、専門家の派遣費用について利用者 1/3 負担
- 2 エキスパートが直接事業所を訪問
- 3 対象は県内の小規模事業者等
- 4 一流エキスパートを登録(中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、司法書士、IT 専門家等)

※企業秘密は厳守いたします。

指導の手続き

指導の申込み

指導の依頼



We assist
your
business

中小企業・小規模事業者 ワンストップ総合支援事業

経営力アップを目指す 経営者の皆様をサポート

経営力をアップしたいとお考えの中小企業・小規模事業者に、IT を利用した支援施策情報の提供、専門家の派遣等により経営課題の解決をサポートする事業です。

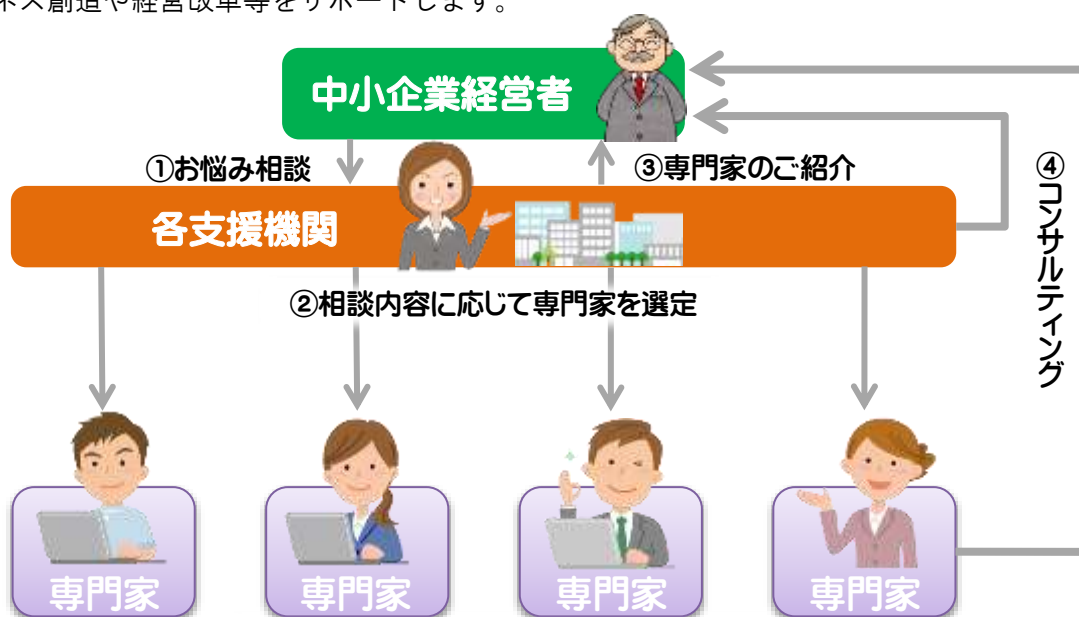
経営力強化に向けて知見・ノウハウを結集

中小企業・小規模事業者の内外環境の変化により、経営課題・経営支援ニーズは複雑化・高度化・専門化していきます。こうした中、中小企業等の成長を後押しするため、起業・成長・事業承継等のビジネス段階毎の経営課題・相談ニーズに応じて、きめ細かく対応できる経営支援体制の再構築が必要になってきています。

このため、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業では、高度な経営分析等を行う専門家の派遣を実施し、中小企業等の新たなビジネス創造や経営改革等をサポートします。

派遣

指導



☆最寄りの商工会議所へご相談ください。

【留意事項】

- 本事業による無料の専門家派遣は、1企業3回までです（年度間）。
- 本事業の専門家派遣の対称となるのは、中小企業者等の自助努力のみでは解決が困難な高度・専門的な経営課題であり、地域の支援機関が、専門的見地からの支援が必要と判断するもので、ホームページの作成や借入申請書の作成、就業規則の作成等、派遣先中小企業者等の業務の代行を目的とするものは、派遣の対象となりません。

We assist
your
business

商工会議所が お手伝いをいたします!!

創業を希望されているみなさまへ

自分の強みを活かした創業で、社会に貢献したい…

そんな皆さんをサポートします！平成 28 年度から、二本松市では

『創業支援空き店舗等活用事業補助』制度がスタート！

二本松商工会議所は、市や金融機関と共に二本松市創業支援連絡会に参画し、

二本松市内で新たに事業を始めようと思っている方をトータル的にサポートしています。

女性経営者のみなさまへ”女性会”

女性経営者・役員・幹部社員同士の
ネットワークを広げてみませんか
事業紹介

- 研修事業(勉強会の開催)
- 交流事業
- 地域振興事業
- 女性起業家(若年女性経営者)の支援事業 など



若手経営者のみなさまへ”青年部”

社会人・企業人として
大きく成長するサポートをします
こんな人にオススメ

- 人脈を広げたい
- 異業種間での情報交換をしたい
- 経営のノウハウを学びたい
- 地域経済の情報に強くなりたい
- 発言力・行動力を身につけたい
- 自社商品の PR をしたい

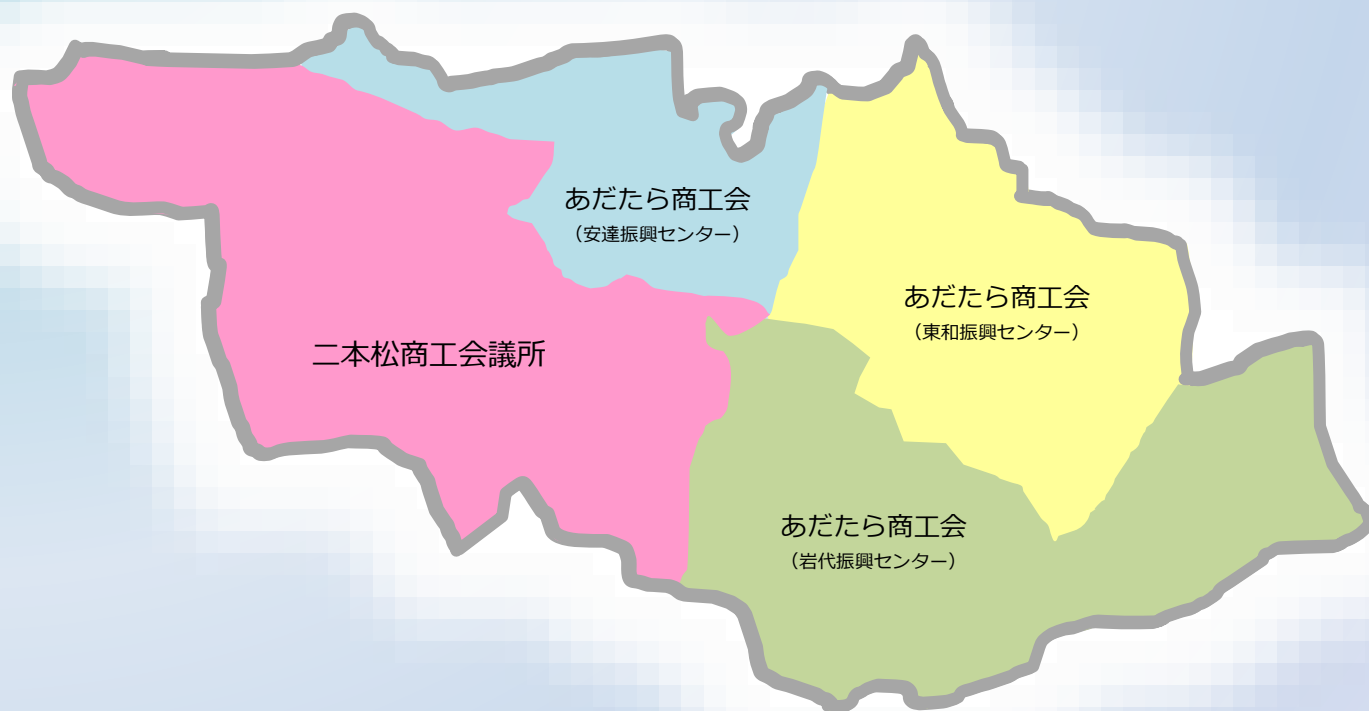


など

※詳しい内容、入会方法については当所までお問い合わせ下さい。

NETWORK

二本松商工会議所ネットワーク



二本松商工会議所

〒964-8577

福島県二本松市本町一丁目 60 番地 1

TEL : 0243-23-3211

FAX : 0243-23-6677

<http://www.nihonmatsu-cci.or.jp>

E-mail : ncci@nihonmatsu-cci.or.jp

あだたら商工会

● 安達振興センター

〒969-1404

福島県二本松市油井字背戸谷地 11-2

TEL(0243)23-5854 FAX(0243)22-4438

● 東和振興センター

〒964-0201

福島県二本松市針道字鍛冶屋敷 10-2

TEL(0243)46-2702 FAX(0243)46-2729

● 岩代振興センター

〒964-0313

福島県二本松市小浜字新町 564

TEL(0243)55-2241 FAX(0243)55-2242



福島商工会議所

〒960-8053
福島県福島市三河南町1番20号
コアビルふくしま 8F
TEL : 024-536-5511
FAX : 024-525-3566

原町商工会議所

〒975-0006
福島県南相馬市原町区橋本町1-35
TEL : 0244-22-1141
FAX : 0244-24-4182

郡山商工会議所

〒963-8005
郡山市清水台1-3-8
TEL : 024-921-2600
FAX : 024-921-2640

会津喜多方商工会議所

〒966-0827
福島県喜多方市字沢ノ免7331
TEL : 0241-24-3131
FAX : 0241-25-7171

会津若松商工会議所

〒965-0816
福島県会津若松市南千石町6-5
TEL : 0242-27-1212
FAX : 0242-27-1207

相馬商工会議所

〒976-0042
福島県相馬市中村字桜ヶ丘71
TEL : 0244-36-3171
FAX : 0244-36-3184

いわき商工会議所

〒970-8026
いわき市平田町120番6F(いわき駅前)
TEL : 0246-25-9151
FAX : 0246-25-9155

須賀川商工会議所

〒962-0844
福島県須賀川市東町59番地の25
TEL : 0248-76-2124
FAX : 0248-76-2127

白河商工会議所

〒961-0957
福島県白河市道場小路96-5
TEL : 0248-23-3101
FAX : 0248-22-1300

二本松商工会議所

〒964-8577
福島県二本松市本町一丁目60番地1
TEL : 0243-23-3211
FAX : 0243-23-6677